

高齢者の尊厳、介護家族、介護職の生存権など基本的人権保障を根底から壊す  
介護報酬引き下げ改定に強く抗議し、撤回を求めます。

2024年2月1日  
ホームヘルパー国賠訴訟原告団

私たちは、2019年11月1日、国を被告とし東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起したホームヘルパーです。訴訟の中では、労働基準法違反でありながら移動・待機・キャンセル時間の未払いについて長年放置して来たのは国の規制権限の不行使だと主張し、2月2日、控訴審判決を迎えます。2024年1月22日、私たちは、訪問介護の次期第9期の訪問介護基本報酬すべてを引き下げるというニュースに驚愕しました。この暴挙の撤回を求め、真っ向から抗議します。

厚生労働省の調査でも全産業平均と介護職員との年収格差は100万円以上にのぼります。国は、介護職員などの収入を約3%引き上げる方針を決定しましたが、効果は上がっていません。ヘルパーは高齢化し、2022年度の有効求人倍率は15.53倍です。2023年の事業所の倒産は60件と過去最多となり、地域の在宅介護を支えてきた小規模事業所は次々撤退、ヘルパー不足が主な原因と言われています。

訪問介護報酬は介護保険施行以来、「寝たきり」で、最低賃金が1.5倍に上がってもそれに連動することは全くありませんでした。裁判の中で、国は、「経営実態調査の分析は合理的であるので介護報酬も合理的であり、移動も待機もキャンセルもサービス単価の中に勘案されているので事業所は支払えるはずだ」、「払えないのは国の責任ではない」と主張し続けてきました。

事業所の報告による経営実態調査だけではホームヘルパーの実態把握は不可能なので、私たちは独自の調査を行うなどし、訪問介護においては不払いとなっている拘束時間が長く、多くのホームヘルパーが実質最低賃金に満たない働き方を強いられている実態を明らかにしてきました。マスコミの報道も多くなり、人手不足の原因が制度そのものに内在していることも知られるようになってきました。

今般の訪問介護報酬の引下げは、経営実態調査の結果、訪問介護事業所の収益率が高かったことが理由とされていますが、とんでもないまやかしです。このデータは、移動のコストがない、サービス付き高齢者向け賃貸住宅（サ高住）等の併設事業所と単独事業所を一緒くたにしています。併設事務所は、サービス提供効率も調査の提出率も高く、小規模な単独事業所は調査に応じる余裕さえないのです。

基本報酬を引き下げれば、経常費がまかなえなくなり、単独型小規模事業所の倒産・閉鎖が続くことは間違いありません。在宅介護の命綱である地域に根差した事業所がこれ以上減れば「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」はますます有名無実化します。介護に生産性、効率性を持ち込み大企業のみを金儲けさせる今回の決定は許せません。

今でさえ、訪問介護を受けたくとも人手不足で契約できない高齢者は多く、介護難民、介護離職、介護虐待が増え続けています。高齢者の尊厳、介護家族、介護職の生存権など基本的人権保障を根底から壊す、介護報酬改定に強く抗議し、撤回を求めます。

以上